

東日本大震災における 二次避難の記録

平成23年11月

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

I はじめに

平成23年3月11日午後2時46分頃に発生した巨大地震は、日本の観測史上最大規模となるM9.0を記録し、本県では最大震度7の揺れにみまわれ、地震直後に発生した津波は、高さ10mを越え沿岸各地に押し寄せ、死者・行方不明者12,000人、全壊・半壊家屋17万棟、一部損壊家屋は17万5千棟に及ぶなど沿岸部の市町を壊滅的状況に追いやりました。

震災発生後、3日目には32万人が避難所に避難するという状況となり、一週間後には、避難者が10万人まで減少するものの、電気、水道、ガスのインフラの復旧には多くの時間を要し、避難者は過酷な生活を長期間にわたり強いられることと予想されました。

県では、避難所生活が長期化すると避難者の生命にもかかわる事態となるので、早期に生活環境の整った避難所（二次避難所）に移転をすることが急務であると判断し、その移転（二次避難）を円滑に進めるため、平成23年3月19日に企画部次長をリーダーとする二次避難検討・支援チームを立ち上げました。

当初県内のインフラはほとんど回復しておらず、また、回復の見込みもたたなかつたことから二次避難先は県外ということで調整を開始しました。幸い、多くの都道府県から避難先の提供の申し出をいただき、多くの避難先を確保することができました。

しかしながら、被災地では、多くの方々が家族や親戚を失い、また、行方不明となっている方も数多くおり、亡くなつた肉親を弔わないまま避難することへのためらいや行方不明者の搜索、さらには、長年住み慣れた土地を離れたくない思い等様々な事情から二次避難は受け入れられませんでした。

避難所の劣悪な環境を改善すべく、県では、二次避難の必要性の理解を得るために、被災市町への説明に努め、あわせて住民説明や住民意向調査などの手伝いを行い、二次避難に理解を求めました。

震災後二週間を過ぎた頃から、内陸部の市町のインフラが徐々に回復し始め、回復した地域の市町村長から積極的に被災者の受入を表明する事例が相次ぎ、南三陸町において、近隣の登米市や栗原市への集団避難の調整が整いました。

それに呼応して、県は、県外への避難が困難と判断し、大崎市が積極的に避難者受入を表明した鳴子温泉を中心に県内への温泉地への二次避難を展開することとしました。

平成23年4月3日に南三陸町から二次避難の第一陣として、栗原市、登米市、加美町、鳴子温泉へ500人が出発し、二次避難が開始されました。

その後、県内の青根温泉や遠刈田温泉、山形県の上山温泉、赤倉温泉、秋田県の田沢湖温泉、湯瀬温泉などへ3,000人の二次避難を行いました。

二次避難がつつがなく終了したことは、受入市町が、被災者へ様々な面からサポートできる体制を整備していただいたことや被災者との交流を積極的に行い、被災者の心の傷を癒したことによきます。県内の受入市町や秋田県、山形県の協力体制がなければ、この事業は、推進不可能ではなかつたかと考えております。

さらには、集団避難にはつながらなかつたものの全国の都道府県や市町村から多数の避難者受入の申し出があり、その情報を提供したり、被災者への支援を依頼したことが、県外への自主避難者への支援につながつたのではないかと考えております。

II 二次避難検討・支援チームの設立

避難所生活が長期化すると避難者の生命にもかかわる事態となるので、早期に二次避難所に移転することが急務であることから、円滑に二次避難を進めるために県外集団避難検討・実施チーム（後に二次避難検討・支援チームに改称）を設立した。

当初は、保健福祉部でスキームを作成したが、災害救助法や所管業務の対応及び市町への職員派遣等で対応が困難であることから、企画部で行うこととした。

- | | |
|----------|--|
| 1 設 立 | 平成23年3月19日 |
| 2 目 的 | 二次避難の円滑な推進 |
| 3 基本的事項 | コミュニティ機能を維持したまま避難者の環境を改善 |
| 4 構成メンバー | 市町村課、危機対策課、企画総務課、保健福祉総務課、長寿社会政策課、経済商工観光総務課、観光課、農林水産政策室、住宅課、建築宅地課、教育庁総務課
(リーダー) 企画部次長
(事務局) 地域振興課 |
| 5 検討事項 | 県内外への二次避難の課題整理、解決策の検討
具体的な手法の検討
対象市町村の選定
受入申し出のあった自治体とのマッチング |
| 6 会 議 | (1) 第1回会議 平成23年3月19日
○各課の取組状況の把握 <ul style="list-style-type: none">・災害救助法は市町村の事務であり、県は仮設住宅の建設と救護班の派遣を行う。・他県の住宅情報のコールセンターを開設した。・仮設住宅の必要戸数は想像を絶する数であり、完成までかなり時間を要する見込み (2) 第2回会議 平成23年4月15日
○二次避難の進捗状況を説明 <ul style="list-style-type: none">・受け皿の洗い出し、情報提供を進めてきた。・徳島・秋田では、バスでの迎え、宿の手配、支援金、保健師のサポートなど丸抱えで避難者を受け入れる支援プログラムを提供していただいた。・避難所にポスターや情報提供の冊子を配布し情報提供に努めた。 ○各課からの情報提供 <ul style="list-style-type: none">・民間賃貸住宅の情報を市町村に提供。・民間賃貸住宅の手続き関係の説明を4月22日から開始。・仮設住宅を第4次まで着工、5月には1万戸完成見込み。・仙台市内の賃貸物件は埋まり始めている。 |

III 二次避難の推進体制

二次避難については、受入施設の状況を確認し、受入条件を整え必要事項を調整する移転プログラム作成班と実際の避難を行うために整えなければならないことの調整、受入市町村との調整を行う被災市町村支援班及び全体を調整する総務班の3班体制で推進した。

業務の推進にあたっては、鹿児島県、山形県、統計課の応援を得た。

1 業務分担

(1) 総務班 (3名)

- 全体調整
- スケジュール管理
- 広報・マスコミ対応

(2) 移転プログラム作成班 (8名)

- 受入施設受付
- 施設概要調整
- 施設概要情報提供
- 災害救助法
- 送り込み・送迎・引き戻し調整 (観光課・JTBとの調整含む)
- 条件調整 (予防接種・住民票・学校)

(3) 被災市町村支援班(18名) 石巻市常駐1名 (3/28~5/15)

- 市町村説明会・意向調査依頼・とりまとめ
- 市町村との情報連絡
- プログラムへの意見聴取
- プログラムの実現に向けた市町村との調整

2 応援態勢

鹿児島県派遣 5名 3月28日～4月20日 (5名×2回派遣)

山形県派遣 1名 4月11日～6月24日 (1名×10週派遣)

統計課応援 5名 3月28日～4月28日

3 組織図



IV 二次避難の実施状況

1 経緯

二次避難については、3月19日に検討・支援チームを立ち上げ、県外避難を進める旨の新聞報道がされると、他県からの受入施設の申出が殺到した。(最終的には27都道県から申出があり、市町村や民間企業からの申出は200件を上回った。)

受入体制や受入可能人数、受入期間などの調整を行い、被災者に情報提供できるよう準備を進めるとともに、3月22日から23日にかけて15の被災市町に説明を行ったが、多くの被災市町は、二次避難には積極的ではなかった。

そのような状況の中、壊滅的被害を受けた南三陸町においては、内陸部の大崎市、栗原市、登米市からの二次避難者受入表明を機会に、申し出のあった市町村への集団避難を決定し、3月26日に住民説明会を行った。

その後、意向調査を経て4月3日に第一陣500人が栗原市、登米市、加美町、鳴子温泉の避難先に向かった。この間、観光課の協力を得てJTBが、温泉地での部屋割りや送迎のバスの手配などの調整を行った。

当初、避難者の中には要介護者が含まれたり、通院者がいたり、到着後体調を崩す被災者がいたり、受入側は施設の手配、投薬の確認、救急車の手配など混乱を極めた。その反省を踏まえ、業務フローや準備事項を作成し、受入市町村側の準備や送り出し側のチェック項目などを書面化し対応することとした。さらに、送り出し側において保健師によるメディカルチェックを行うこととした。

南三陸町の第一陣が出発した報道を契機に女川町、石巻市、気仙沼市でも集団避難に向けた住民意向調査が開始されたが、希望者はさほど多くはなかった。それと時期を同じくして、県外の避難先の情報を各市町に提供したが、反応は全くなかった。(最終的には35件の情報提供を行ったが、秋田県と山形県以外への二次避難は無かつた。)

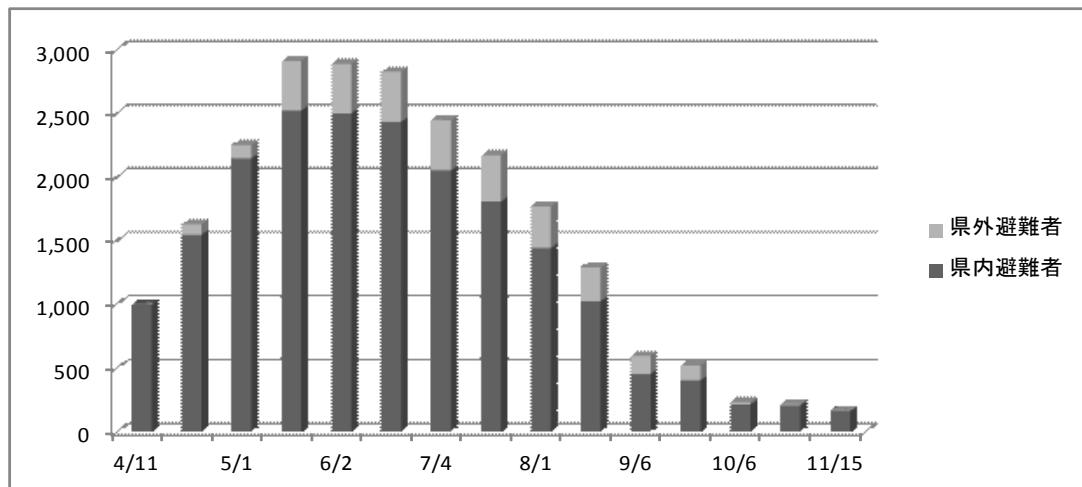
その間、南三陸町の鳴子温泉への避難者が800人を超える、鳴子温泉での受入許容量が厳しくなった。観光課で県内の避難先を確保するため、内陸部の温泉地の空き状況調査を行っていたが、復興需要等で避難者を受入可能な宿泊施設はそう多くはなかった。そんな中、蔵王町と川崎町から協力の申し出があった。

申し出のあった蔵王町と川崎町と保健師の手配や受入体制の調整を行い、石巻市の避難者を送り込むこととした。一方で、毎週送迎バスを運行するという条件の秋田県、山形県へも避難を希望する避難者も徐々に出てきた。

被災市町に二次避難の有効性を数回説明しても希望する被災市町が少ないとから、二次避難の取組を決定した南三陸町、女川町、石巻市、気仙沼市の4市町を重点支援市町とし、支援を行うこととした。特に石巻市においては、常駐の職員を派遣して二次避難の調整を行った。

その結果、南三陸町で1,348名、女川町で238名、石巻市で635名、気仙沼市で126名の二次避難を実施した。東松島市など県の支援を受けず市町独自で実施した分を含めると約3,000名の二次避難を実施できた。

資料1 二次避難者の推移



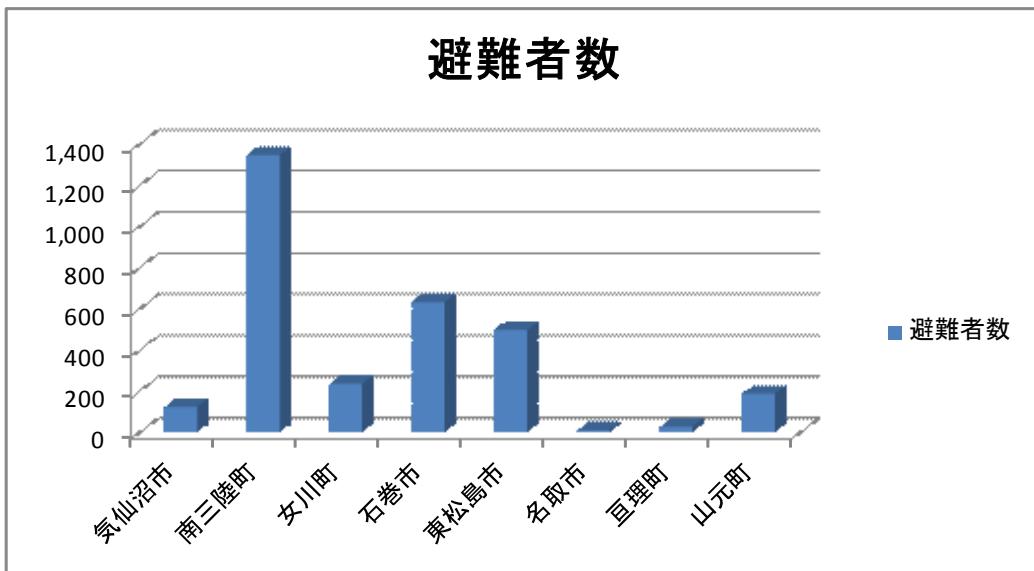
単位：人

	二次避難者数			県内避難者数
	県内避難者	県外避難者	計	
4/11	998	0	998	50,399
4/20	1,545	84	1,629	42,063
5/1	2,146	105	2,251	38,075
5/15	2,522	388	2,910	32,261
6/2	2,498	390	2,888	25,395
6/17	2,432	394	2,826	18,955
7/4	2,053	394	2,447	15,405
7/19	1,807	363	2,170	12,140
8/1	1,443	325	1,768	9,202
8/12	1,026	265	1,291	7,173
9/6	454	144	598	2,888
9/12	404	118	522	2,624
10/6	214	18	232	789
11/1	208	9	217	
11/15	162	0	162	

資料2 主な二次避難先一覧

山形県	かみのやま温泉（上山市）、赤倉温泉、瀬見温泉（最上町）
秋田県	田沢湖温泉郷（仙北市）、湯瀬温泉（鹿角市）、にかほ温泉（にかほ市）
大崎市	川渡温泉、東鳴子温泉、鳴子温泉、中山平温泉、鬼首温泉
川崎町	青根温泉、笹谷温泉
蔵王町	遠刈田温泉
栗原市	金成延年閣、花山少年自然の家、若柳ウェットランド 他
登米市	旧鱒淵小学校、東和国際交流センター、及甚と源氏ホタル交流館 他
加美町	中新田交流センター
色麻町	農業伝習館

資料3 市町村別の二次避難者数（ピーク時）



単位：人

市町村	南三陸町	女川町	石巻市	東松島市	名取市	亘理町	山元町	総計
126	1,348	238	635	499	13	30	190	3,079

資料4 市町村別の二次避難者の推移

単位：人

	気仙沼市	南三陸町	女川町	石巻市	東松島市	名取市	亘理町	山元町	計
4/11		884			92	9	13		998
4/20	76	857		40	459	13	19	165	1,629
5/1	76	1,293	41	135	499	13	17	177	2,251
5/15	76	1,348	187	571	495	13	30	190	2,910
6/2	126	1,315	188	603	459	13	30	154	2,888
6/17	123	1,233	223	635	411	13	27	161	2,826
7/4	106	986	238	616	307	12	27	155	2,447
7/19	123	777	221	573	296	12	27	141	2,170
8/1	80	687	220	576	151			54	1,768
8/12	45	467	157	515	84			23	1,291
9/6	38	53	53	444				10	598
9/12	32	40	39	406				5	522
10/6		2	29	201					232
11/1			29	162					191
11/15				162					162

※石巻市の162人は、通勤通学困難者用として仙台市に設置した避難所で平成24年3月まで継続

2 二次避難までの流れと県の関わり

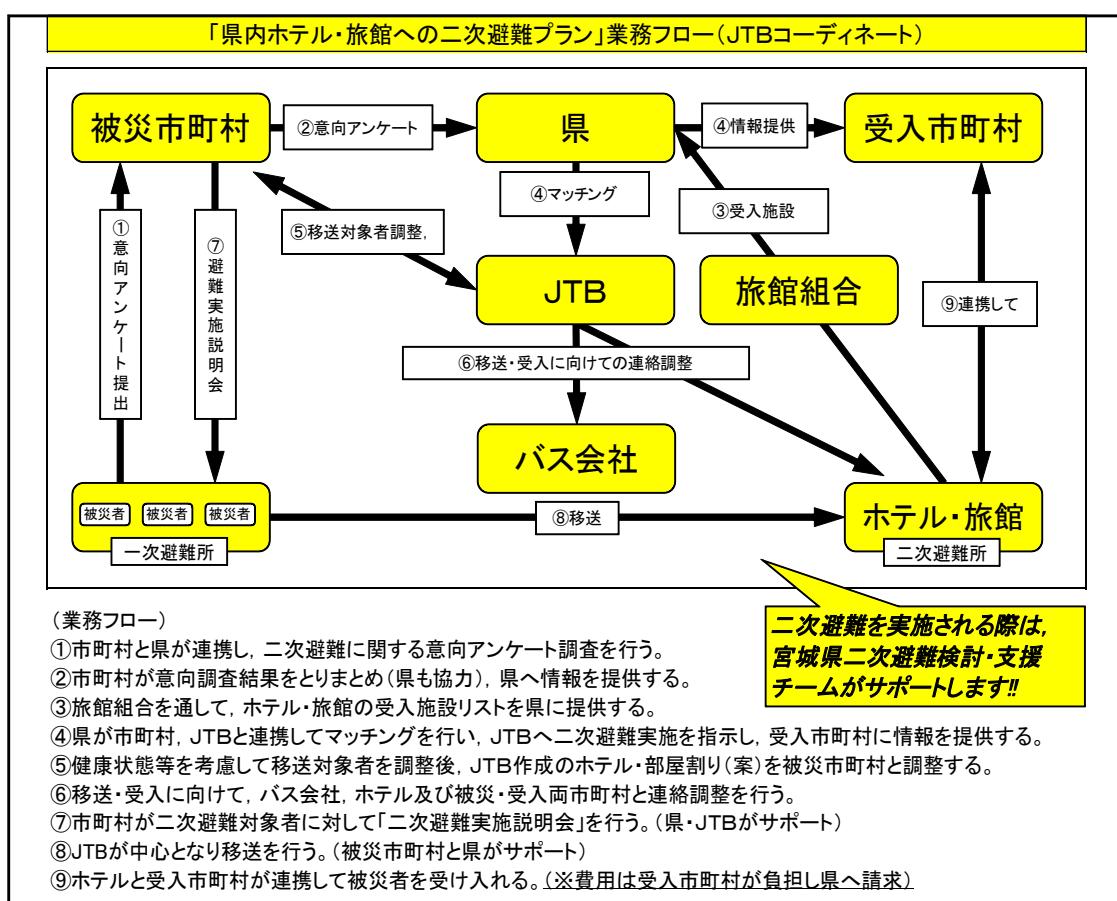
県では、二次避難を進めていく上で被災市町に対し、避難所の劣悪な生活環境の改善のため、二次避難の必要性を首長等に説明し、理解を得るとともに、実際の二次避難に向けた準備を行うための住民意向調査、二次避難希望者のリストアップ作業、メディカルチェック等へ職員を派遣し、必要な支援を行った。

南三陸町においては、住民説明会、意向調査の集計作業に対して、気仙沼市においては、避難所単位での意向調査へ、石巻市においては、避難所単位での意向調査、集計作業へ、女川町においては意向調査の集計作業へそれぞれ職員を派遣し、二次避難の推進に努めた。

さらには、受入市町と受入に係る準備事項（情報提供体制、相談窓口、生活必需品の提供、保健師の巡回訪問、医療機関との連携）について各市町と調整した。

また、観光課において、（株）JTBと協定を締結し、二次避難に関する部屋割り・バスの手配などの支援を行った。

資料5 標準的な業務フロー



3 受入市町の対応

被災者の受入市町においては、情報の伝達と保健師の巡回による健康相談、医療機関との連携について体制を整え対応してもらった。受入体制が整えられるかどうかを県において調整し、体制が整えられる市町のみに限定して二次避難を実施したことから、特に大きな混乱は起きなかった。

さらに、受入市町では、地元の団体と連携して避難者との交流会や諸行事を実施したことにより、被災者の心の支えや癒しになるとともに地域の活性化にも繋がった。

特に1,000人を超える避難者を受け入れた鳴子温泉においては、現地対策本部を設置して対応し、また、蔵王町や川崎町においても被災者の様々な要求に応えるため、役場一丸となって取り組んでいただいたことにより、被災者との良好な関係を保ちながら二次避難の終了までたどり着いた。

山形県、秋田県においても県の避難者支援チームと該当市町が連携し、週1回の里帰りバスの運行や交流会を実施した。

このように県内の受入市町や秋田県、山形県の協力と支援がなければ、二次避難は、不可能であった。被災者を気遣い、やれることを精一杯やったことで受入市町と被災者の間で絆が生まれ、二次避難終了後も多くの地域で交流が続いていることから、避難者数は多くなかったが、二次避難は大きな成果を上げたのではないかと考えている。

4 二次避難受入情報の提供

県が3月19日に県外集団避難検討・実施チームを立ち上げると、他の都道県から受入施設の提供、支援情報が寄せられた。

県では、保健師などの巡回や情報提供等の受入体制が整っていることやコミュニティ機能が確保できる規模であるなどを提供側と調整の上、被災地への週1回のバス送迎、生活資金の供与、無利子貸付、就労支援、生活用品の提供など様々な支援情報を含めた受入プログラムを作成し、被災市町へ提供した。

情報提供は、最終的には35報まで発出したが、被災市町の反応は芳しくなく、秋田県、山形県への二次避難が実施されただけであった。

しかしながら、親戚知人を頼って他県に自主避難を行った方々は、避難先の都道府県において、住宅の支援を始め、就労支援など様々な支援の提供を受けることができたと聞いている。

資料7 受入概要情報

	日時	都道府県等	区分	施設	人数
第1報	3/24	徳島県	公営住宅	県営、県職員住宅の53戸	約200人
第2報	3/24	長崎県	ホテル等型	ホテル・旅館、公的宿泊施設等	約1,700人
第3報	3/24	山形県最上管内	大部屋型	公民館、体育館、寄宿舎など27施設	1,745人
第4報	3/24	県内10市町村	大部屋型	文化会館、体育館等15施設	2,370人
第5報	3/24	県内(大崎市)	研修所型	東北大大学川渡共同セミナーセンター	100人
第6報	3/25	青森県(深浦町)	ホテル等型	町内ホテル、旅館、民宿など10施設	400人
第7報	3/25	山形県	ホテル等型	ホテル、旅館など317施設	10,863人
第8報	3/26	秋田県	ホテル等型	ホテル、旅館など9市町32施設	4,413人
第9報	3/27	鳥取県	公営住宅型	県営住宅40戸、大部屋も有り	約806人
第10報	3/28	北海道	大部屋型他	体育館等63施設、ホテル、賃貸住宅等	約30,000人
第11報	3/29	北海道(占冠村)	ホテル等型	アルファリゾートトマム(6施設500室)他	1,500人
第12報	3/29	山形県	大部屋型	体育館、研修施設など151施設	約15,000人
第13報	3/29	広島県	大部屋型他	廃校、体育館等6施設、県営住宅等	約1,000人
第14報	3/29	富山県(黒部市)	公営住宅型	雇用促進住宅、民間会社社宅等61戸	約400人
第15報	4/3	徳島県	公営住宅型	民間賃貸住宅(7施設110戸)を県が提供	約200人
第16報	4/3	神奈川県(箱根町)	大部屋型	旧仙石原中学校(17室)	100人
第17報	4/3	静岡県	ホテル等型	旅館・ホテル、研修所等	14,860人
第18報	4/3	佐賀県	公営住宅型	雇用促進住宅(12施設463世帯)、ホテル有	1,996人
第19報	4/8	鳥取県	公営住宅等型	県営住宅40戸、コミュニティー施設、体育館	約1,000人
第20報	4/8	青森県(弘前市)	公営住宅等型	雇用促進住宅102戸	約400人
第21報	4/8	埼玉県(鳩山町)	公営住宅等型	旧職員宿舎44戸	約160人
第22報	4/8	神奈川県(湯河原町)	ホテル等型	ホテル等3施設45部屋	235人
第23報	4/8	鹿児島県(出水市)	公営住宅等型	雇用促進住宅37戸	約140人
第24報	4/8	長野県(白馬村)	ホテル等型	ホテル等1,466部屋	4,860人
第25報	4/13	山形県	ホテル等型	被災地向けバス支援、民賃住宅斡旋情報	
第26報	4/13	神奈川県(海老名市)	公営住宅等型	独身寮(鉄筋コンクリート6階建)	75室
第27報	4/13	愛知県	公営住宅等型	企業の社宅、職員住宅、公営住宅	222室
第28報	4/13	兵庫県	公営住宅等型	県内11地区の団地(各団地50戸以上)	828戸
第29報	4/13	兵庫県(淡路市)	大部屋型	県立淡路高校旧一宮校	32室150人
第30報	4/19	長野県	ホテル等型	7市町村のホテル・旅館	約8,000人
第31報	4/20	三重県	公営住宅等型	社員寮、社宅	92室
第32報	4/25	千葉県(浦安市)	ホテル等型	シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル	150～200室
第33報	5/6	千葉県(成田市)	ホテル等型	ANAクラウンプラザホテル成田	18室
第34報	5/6	鹿児島県薩摩川内市	公営住宅等型	公営住宅、雇用促進住宅	3DK 75戸
第35報	5/16	神奈川県藤沢市	公営住宅型	一般住宅、工場用地や農地付きの住宅	249戸

5 二次避難に関する災害救助法の運用

当初、二次避難については、県内の旅館・ホテルは、幼児や高齢者等の福祉避難所とするので、二次避難は、公営の大部屋のみの対応すべきと保健福祉部の考えであったが、3月19日付けの災害救助法の弾力的運用通知により、旅館・ホテルの活用が可能になり、二次避難はホテル・旅館を中心に展開することになった。

運用通知では、期間は2ヶ月（その後3月24日の通知で応急仮設等により生活環境が安定するまでとなった。）、1人あたり1日5,000円を目安とされた。

県では、概ね6ヶ月程度受け入れられる施設を中心に二次避難を展開した。

避難所とされたホテル・旅館に対しては、受入市町が一時的に費用を支払う必要があることから、各市町で予算措置の上、支払うこととし、県からは概算払いを行い、市町の現金が不足しないよう調整した。

5月23日の通知で、二次的健康被害を未然に防止するため、一時的な旅館・ホテルの活用も認められ、それに係る送迎費用も災害救助法で認められた。そのことを受けて観光課では、2泊3日程度の1.5次避難を企画し、3,000人程度の利用があった。

その後、暑さ対策の通知が発出され、冷房費用や食事等の追加も認められ、1日5,000円を超えることも可能となった。

V 二次避難における課題

二次避難については、想定外の災害規模による莫大な対象者、市町の極端な人員不足、災害救助法の理解不足、他の業務優先による優先度の低さ、人口流出への懸念、住民感情など様々な要因から取組が進まなかった。特に次に掲げる事項が、県の取組についての反省点であり、今後の課題と考えられる。

1 市町との意志疎通不足

保健福祉部が所管事務の対応で精一杯であることから当課が担当したが、災害救助法は市町村の事務であるとの考え方から必要な支援が得られず、法の理解や解釈が不十分なまま取り組まざるを得なかつた。

そのため、市町村との意志疎通が図れず、二次避難の有効性が理解されないことから取り組む市町村が限定された。また、高齢者、障害や疾患を持った方の避難や災害救助法の解釈で手間取る場面も多く、二次避難が順調に進まなかつた。

2 地方機関との連携不足

地方機関が一斉に被災市町の支援に職員を派遣し、情報収集や支援にあたっていたが、業務に忙殺され、二次避難に関する情報共有ができなかつたことにより、地方機関と連携して二次避難を進めることはできなかつた。

また、保健福祉事務所や市町の保健師は、被災市町の現場で支援を行っていたこともあり、保健師の手配に難航し、メディカルチェックが計画通り行われず、予定の避難日に出発できないなど住民に無用の混乱を招いた。

さらには、受入市町にも県の保健師が派遣できず、市町に負担をかけた。

3 災害救助法の理解不足

今回は、想定外の被害で、役場機能は破壊され、職員も死亡するなど災害救助法に対応できる職員が被災市町では圧倒的に不足していた。避難所の運営や当面の課題には、対応できたものの二次避難に対応することは困難であった。その中で、当課が二次避難に関する災害救助法のバックアップを行ったが解釈に限界があり、たびたび、問題が発生した。その都度厚生労働省への確認や関係各課との調整により業務が滞った。

4 観光庁の旅館・ホテル情報による混乱

観光庁が全国一斉に旅館・ホテルの空き情報を調査し、提供していただいたが、それに便乗し、宿泊させれば5,000円請求できると考え、被災地において勝手に営業をする旅館・ホテルや二次避難を支援するNPO法人などが多く現れ、対応に苦慮した。

当県の二次避難のスキームである被災者の受入体制を整えてから避難させるというスキームが理解されず、とにかく避難者が困っているので、2～3日でも避難させてもかまわないのではないかという申出が多くかった。当初、災害救助法では、短期の宿泊は認めていなかったことから、善意（無償）で宿泊をお願いしたいという申し出を行い、了解していただいたところだけ、避難を行うよう調整した。

多くの他県の市町や温泉組合が、無料で宿泊サービスを行い、被災者の心の癒しとなった。多いところでは、500人もの方々を招待していただいた。その後、災害救助法で短期の宿泊も認められたことから、混乱は終息し、県内でも観光課が主体となって短期宿泊（1・5次避難）を実施した。

5 自主避難者への対応

今回、親戚、知人を頼りに県外に避難した方の対応が全くできなかつた。

総務省が被災者支援システムを構築して捕捉しようとしたが、登録する方は少なく、また、被災市町においても他の業務に忙殺され、手が回らなかつた。

幸い各都道府県が、住宅や当面の生活支援、就業支援などを行っていただいたおかげで、多くの県外避難者が救われた。

9月に調査した段階では、7,880人の方々が福島県を除く全国に避難した。

現在も県として明確な対応をしているわけではなく、避難先の都道府県の支援に頼っている現状である。

上記課題の解決に向けて、1つめは災害救助法に精通している人材の育成が上げられる。今回は、想定外の災害規模であったが、日頃から市町とつきあいの深い保健福祉事務所が、災害救助法の事務に精通していればもう少しスマーズに対応ができたのではないかと考える。今後は、災害救助法は、市町村への委任事務ではあるものの、県において災害救助法に精通している人材を数多く育成し、身近な地方機関が支援できるような体制が構築される必要がある。

2つめは、二次避難は保健福祉部局が担当すべきである。二次避難には高齢者や精神疾患者、さまざまな障害や疾患を持った方の対応が必要であり、さらには生活支援も必要とされる。そのような状況の中、保健福祉部局の様々な課が持っているノウハウを結集して、二次避難にあたれば、市町村の説得、受入市町村への配慮、高齢者等への配慮、災害救助法の取り扱いがスムーズに行われ、住民に対しても満足とはいかないものの不安が大幅に軽減され、安心感を与えることができるを考える。

3つめは、地方機関との情報共有と協力体制の構築である。今回の災害において、地方機関の職員が被災市町の災害対策本部に詰めているものの、その方々を通じて市町に二次避難情報を提供する体制を構築しなかったことにより、地方機関と連携して業務を推進できなかった。今後は、災害時における部局、主務課の垣根を越えた協力体制を構築する必要がある。

VII おわりに

様々な問題や調整不足が露呈した二次避難であったが、最終的には、大きな問題も起こらず無事終了し、多くの二次避難者に満足いただいたと思っている。

二次避難終了後、再度避難者を招待し、交流会を行うなどの絆が生まれてきたことは、大変喜ばしいことである。

今回の二次避難において避難者の方々に満足していただいた要因は、受入市町や地元の方々が、被災者を元気にしなければ成らないという思いから献身的な対応を行っていただいいたことが、一つの要因である。

さらに忘れてならないのは、被災者を受入した、旅館・ホテルの対応である。災害救助法で宿泊代が補填されるとはいえ、1日5,000円と利益がでるような額ではないにもかかわらず、被災者の健康を考えた食事の提供や病院への送迎等、被災者の様々な要望に応えるため、昼夜を問わず被災者の方々のお世話をしていただいたことは、被災者の不安を取り除き、心安らかに暮らせ落ち着きをとり戻すことに大いに寄与した。

なにもかも初めての中で、ひとつずつ問題を解決しながら、二次避難は進められたが、このように多くの人々の協力を得て、被災者にも満足していただいたということで一定の成果を上げたのではないかと考えている。

今後は、頃から市町村との連携や地域団体とのつながりも重要視し、今回築き上げたネットワークやノウハウを継承し、次の災害に備えていく必要があるのではないかと考えている。